

弁護士 山下江の
実務に役立つ
企業法務の基礎

第 38 回

会社のしくみ (4)
株主と株式について

株主とは

株式会社では、多数の者から容易に出資を集めることができます。出資の履行に応じて株式が発行されます。株式は、細分化された均等な割合の単位の形をとる株式会社の社員たる地位を意味します。

そして、株式会社の社員が株主ということになります。なお、ここでいう「社員」は、会社の従業員の意味ではなく、社団(会社)の構成員の意味です。ですから、株主は、会社の持主(所有者)ということができま

す。
① 株主に関する原則等
② 株主に有限責任の原則
株主の責任は、その有する株

式の引受け額が限度となります。すなわち、会社が多額の負債を負つたからといって、同負債について株主が直接責任を負うことはありません。株主は出資した限度でしか責任を負わないのです。

② 株主平等の原則

各株主は、その有する株式の内容及び数に応じて、会社から平等に取り扱われることになります。各株主がすべて平等なのではなく、それぞれが所有する同じ種類の株式の数に比例して平等に扱われるということです。

③ 株主は、自然人であると法人であるとを問いません。

株主の権利

株主の権利には、自益権と共益権があります。

自益権とは、会社から経済的利益を受ける権利です。主な権利は、① 剰余金の配当請求権と

② 残余財産分配請求権です。

剰余金の配当請求権は、株主総会の決議により利益配当の金額が確定したときに具体的に発生します。

残余財産分配請求権は、会社の

解散時に債務を弁済した後に残る財産に関して分配を請求することができる権利をいいます。

共益権とは、会社の経営に参画することのできる権利です。

主な権利は、① 株主総会における議決権と② 監督権(監督権)、取締役の違法行為差止請求権などがあります。株主が単独でいつでも行使できるものと、一定数以上の議決権を有する株主が行使できるもの、6ヶ月継続以上株式を保有していることが行使の要件となっているものがあります。

株式について

各株式の権利内容は原則として同一ですが、一定の条件下で、権利の内容が異なる株式が認められています。それが「特別な内容の株式」と「種類株式」です。

「特別な内容の株式」としては、① 譲渡制限株式、② 取得請求権付株式、③ 取得条項付株式があります。

① 譲渡制限株式とは、株式の譲渡による取得について会社の

承認が必要となる株式です。
② 取得請求権付株式とは、株主が会社に対してもその株式の取得を請求することができる株式です。

③ 取得条項付株式とは、会社が一定の事由が生じたことを条件としてその株式を取得することができる株式です。

次に「種類株式」とは、株式会社が、剰余金の配当その他の権利の内容が異なる2種類以上の株式を発行した場合、その各株式をいいます。権利の内容が異なる種類の例をいくつか示します。

① 剰余金の配当、② 剰余財産の分配、③ 株主総会において議決権を行使できる事項(議決権制限株式)、④ 譲渡制限(譲渡制限株式)、⑤ 株主から会社への取得請求権(取得請求権付種類株式)、⑥ 会社による強制取得(取得条項付種類株式)などです。

なお、非公開会社は、剰余金の配当、残余財産の分配、株主総会における議決権につき株主ごとに異なる取り扱いをする旨を定款で定めることができます。

山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー

第8回「職場を原因とするうつ病と会社の責任」講師:弁護士 山下江

職場(業務)を原因として従業員にうつ病などの精神障害が発生する事案、さらにはこれに伴う自殺が増加傾向にあります。会社は従業員に対して安全配慮義務があり対応を誤ると会社に大きな損害賠償義務が発生することになります。具体的な事例を示しながら会社としての対策を考え、さらには、従業員のメンタルヘルスについても検討していきたいと思います。

日 時:平成25年5月23日(木) 18:30~ 会 場:広島パシフィックホテル

詳しくは当事務所HP「お知らせ」企業法務セミナー情報」をご覧ください。

◆契約書 ◆債権回収 ◆労務問題など

企業法務専門サイトあります

<http://www.hiroshima-kigyo.com>

山下江 検索

予約電話受付



相談予約専用 フリーダイヤル

7~24 時

TEL 082-223-0695

FAX 082-223-2652

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27上八丁堀ビル703 広電白島線繪景園前徒歩1分

TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 アーバンビューグランダタワー隣

◆相談料:30分 5,000円

◆債務整理:相談料無料・着手金無し

◆交通事故:初回1時間相談料無料・着手金無し